

火災から身を守るために



子どものライター使用に注意!!

消費者庁において、子どもの火遊びによる火災の実態調査をしたところ、ライターによるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認されました。子どもに注意するだけでなく、保護者もその保管等について十分注意してください。



家庭での注意事項

- 子どもの手の届くところにライターを置かない
- 子どもにライターを触らせない
- 子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる

●理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は、全ての住宅に平成23年6月1日からの設置が義務付けられており、猶予期間は約1年しかありません。全てはあなたやあなたの家族を火災から守るためです。まだ住宅用火災警報器を設置されていない住宅は、なるべく早く設置しましょう。



共同購入もお得です

同一の製品を一括で大量に購入する場合、個人で購入するよりも製品の単価が安くなることがあります。ご近所や町内会等で数をまとめて注文することで、一個あたりの単価が下がる共同購入もお勧めです。気軽に問い合わせください。

消防団員のポンプ性能検査と遠距離放水訓練を実施

4月25日(日)、生沢「東の池及び周辺」で町内12箇分団の消防団員が集まり、消防訓練を実施しました。

まず、ポンプの真空試験、放水試験を実施し、ポンプ自動車と小型動力ポンプの性能検査を行い、ポンプの規格に相当する性能があるか検査しました。

また、訓練では、各分団が合同でポンプ2台により、1台を中継ポンプとして使用し、遠距離の災害に対応できる放水訓練を実施しました。



▲放水量検査を行う様子

～耐震化への補助金制度をご利用ください～

あなたの住まいは安全ですか？



平成7年に発生した阪神淡路大震災では家屋・家具等の倒壊により5千人余りの尊い命が失われました。町内でも神奈川県西部地震など地震による家屋への被害の発生が予想されています。町では、昨年度から住宅の耐震改修等に対する補助を開始しました。今年度も引き続き補助を行います。

まずは、診断を行い、住まいの耐震状況を調べてみてはいかがでしょうか。

▼対象建築物

- 戸建住宅、アパート、マンションを含む全ての住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの

助成の内容(戸建て住宅の場合)

	補助の対象事業	補助率	補助上限額	予定件数
A	耐震診断	3分の2	4万円	10件
B	耐震補強設計	2分の1	10万円	5件
C	耐震補強工事	2分の1	50万円	6件
D	耐震補強工事監理	2分の1	5万円	6件

▼助成の内容

※戸建住宅以外は表の助成額と異なる場合があります。

※詳細は、都市計画課へお問い合わせ下さい。

▼申請受付期間

6月から 毎月1日～10日
(診断は12月まで、設計は10月までの受付になります。また、各月の期日が閉庁日の場合はその翌開庁日になります。)

◎問い合わせ
都市計画課 内線242